

令和8年度コミュニティ助成事業の事前相談を受け付け

令和8年度に行われるコミュニティ助成事業に関する事前相談を受け付けます。

※本年度分の募集は終了しています

これは、自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているものです。

9月ごろに詳細が発表されますが、申請締切までの準備期間が短いことが予想されます。申請を希望する場合は、事前にご相談ください。

■対象事業

住民の自主的なコミュニティ活動の促進と、地域の自治意識向上を目指す事業

☑ 町内自治会などのコミュニティ組織

期 9月中旬（予定）

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

☎ 市市民協働課男女参画・協働推進係（市役所1階、☎68-9080）



詳細はこちら

■対象事業

事業名	助成対象	助成金額
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に必要な設備などの整備に関する事業（建築物、消耗品は除く）	100万円以上 250万円以内
コミュニティセンター助成事業	集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所など）の建設、または大規模修繕およびその施設に必要な備品の整備に関する事業	対象事業費の5分の3以内に相当する額（2,000万円まで）



宮古市商業振興対策事業費補助金

魅力ある商店街づくりや創業・起業・事業拡大などを行う事業者を応援します！

☑ 【①新規創業者支援事業】

店舗賃借料を3年間補助、創業に要する経費の一部を補助

【②事業拡大等事業】

現在の店舗などの営業を継続しながら、新たに新店を出す場合などの事業拡大に要する経費、または市内で5年以上事業を営んでいる事業者から「事業承継」し、その事業を継続する際に要する経費の一部を補助

☑ 【事業①】

市内に事業所を設け創業・起業しようとする者（創業スクールなどを受講し、事業計画書の作成に対し商工会議所などから支援を受けた者に限る）

【事業②】

令和2年4月1日以前から市内で事業を営んでいて、事業拡大などを行おうとする市内の中小企業者または個人事業者

【事業①②共通】

市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者で、小売業、飲食業、生活関連サービス業などを営む者（個人事業者は本市に住民票がある者）

■補助率・上限額

【事業①の店舗賃借料】

▷創業から1年目＝3分の2以内

▷2年目＝2分の1以内

▷3年目＝3分の1以内

※全て1カ月あたりの上限額は10万円

【上記以外】

▷対象経費の2分の1以内（上限額は50万円）

☑ 申請書に必要事項を記入の上、申請先に持参

☑ 申請を検討している場合は、事前に相談してください。

■申請書配布場所・☎ 市商業振興課商業振興係

（市役所2階、☎68-9092）

※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます



詳細はこちら



令和7年度宮古市産業振興補助金 活用事業募集（第2期）

■対象事業／補助率

【対象事業①】

農林水産物のブランド化、地域資源の活用を図る新たな事業など／対象経費の5分の4以内

【対象事業②】

市の補助金を受けた事業を発展させる事業、既存商品のブランド化や販路拡大事業／対象経費の2分の1以内

【共通】前年度に同補助金を活用している場合は、①へは申請できません。購入や製造の請負などは、市内への発注に限ります。

☎ ▷市内に事業所のある企業・事業者など
▷1年以内に市内に事業所を設け、創業予定の者

■補助金上限額 1事業者あたり100万円

■☎・審査方法

▷事前相談期間＝6月2日(月)～30日(月)

※申請を検討する場合は、期間内に申請書を市企業立地推進課（市役所2階）に持参してください。申請内容を事前審査します

▷本申請後に審査委員会においてプレゼンテーションを行い、最終審査を行います

■申請書配布場所・☎ 市企業立地推進課企業支援係（市役所2階、☎68-9089）

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます



詳細はこちら

「農業振興地域整備計画」 5年に1度の定期見直し

市は、農業振興地域整備計画を策定し、将来にわたって優良農地として利用すべき土地を「農用地区域」として指定し、農業以外の目的での利用を制限しています。

指定されている農用地区域を農地以外の土地に変更するときは、農業委員会に転用許可申請をする前に農用地区域から除外する手続きが必要です。

令和7年度の農振除外の手続きは、期限までに手続きしてください。

☎ ①6月15日(日)まで②10月15日(水)まで

※令和8年2月15日(日)は実施しません

※令和8年度以降に手続きする場合は、10月15日(水)までに申し出てください

■対象要件 次の①～④全てに該当すること

①農用地区域となっている土地以外に利用できる土地がなく、必要最小限の計画面積であること

②農用地の集団化や農作業の効率化など農業上の土地利用に支障が生じないこと

③土地改良施設（用排水路や農道など）の機能に支障が生じないこと

④土地基盤整備事業などを行ったところは、事業全体の完了から8年以上が経過していること

※令和7年4月から、地域計画の目標地図に掲載されている農地は、地域計画からの除外手続きも必要です

☎ 市農林課農政係（市役所2階、☎68-9094）

市営住宅・災害市営住宅 などの入居者を募集

入居するにはいくつか条件があります。

申し込み準備をする前に、まずは問い合わせてください。

《共通》 ☎ 6月2日(月)～13日(金)※土・日を除く

■申込書・入居申し込みのしおりの配布場所

▷市営住宅管理センター（柴町3の1）

▷市建築住宅課（市役所3階）

▷各総合事務所・出張所

■住宅の位置や間取り

入居申し込みのしおりに掲載のほか、市営住宅管理センターホームページから確認できます



詳細はこちら

☎ 申込書と必要書類を持参

※申込書と必要書類は、市営住宅管理センターホームページからもダウンロードできます

☎ 市営住宅管理センター（☎62-5600）

◆市営住宅の募集戸数

住宅名	2DK	3DK	住宅名	3K	3DK	2LDK
山口	1	3	佐原		3	
中里		11	曇目第2		1	
西ヶ丘		9	川井			3
日の出町		4	江繁			1

▷佐原はエレベーター有り▷2DKの住宅は単身で入居可

▷区界（3DK・1戸）は随時募集中

◆災害市営住宅の募集戸数（一般の世帯も応募できます）

住宅名	2K	2DK	3DK	備考
港町	1			エレベーター有
日の出町			1	
上村		1		エレベーター有
西町		1		
津軽石		1	1	
崎山		3		
田老三王	3	3	3	
田老	2	5	2	エレベーター有

▷2K・2DKの住宅は単身で入居可▷田老三王3DKのうち1戸ペット可

◆定住化促進住宅の募集戸数

住宅名	2DK	備考
かわい	3	単身で入居可